

# 小樽市勤労者共済会 給付事業一覧

給付種目		給付金額	備考(必要書類)		
結婚祝金	会員が結婚したとき	<b>20,000円</b>	戸籍抄本(写)又は 住民票(写)※夫婦、世帯主及び世帯主との続柄の記載があるもの		
銀婚祝金	結婚して25年に達したとき	<b>10,000円</b>	戸籍抄本(写)		
出生祝金	会員または会員の配偶者が出産したとき	<b>10,000円</b>	母子手帳(写)又は子の健康保険資格確認書(写)		
就学祝金	会員の子が小・中学校に入学したとき	小学校	<b>10,000円</b>		
		中学校	<b>10,000円</b>		
勤続祝金	在会して5年以上の会員が勤続して右の期間を経過したとき	勤続10年	<b>10,000円</b>		
		勤続20年	<b>10,000円</b>		
		勤続30年	<b>10,000円</b>		
退会慰労金	在会して5年以上の会員が定年退職したとき	<b>10,000円</b>			
死亡弔慰金	会員本人	交通事故による死亡	年齢に関係なく	<b>1,050,000円</b>	①
		不慮の事故による死亡		<b>550,000円</b>	
		疾病による死亡	71歳未満	<b>300,000円</b>	
			71歳以上	<b>150,000円</b>	
	配偶者の死亡		<b>40,000円</b>	死亡届、死亡診断書、除籍抄本、喪中ハガキ、新聞(おくやみ欄)、香典返しのお会葬状など ※すべて写し可	
	子の死亡		<b>20,000円</b>		
	親の死亡		<b>10,000円</b>		
会員の同居親族が住宅災害により死亡したとき		<b>20,000円</b>	死亡診断書(写)		
住宅災害見舞金	火災等により	会員の居住する建物・家財が損害を受けたとき	建物・家財の損害の程度に応じて <b>300,000円～60,000円</b>	②	
	自然災害により	会員の居住する建物が損害を受けたとき	建物の損害の程度に応じて <b>90,000円～9,000円</b>		
	会員の居住する建物が床上浸水したとき		<b>18,000円</b>		
重度障害後遺障害見舞金	会員が交通事故、不慮の事故により重度障害・後遺障害の状態となったとき		事由の発生原因及び障害の程度に応じて <b>1,050,000円～22,000円</b> の範囲	③	
	会員が疾病により重度障害の状態となったとき	71歳未満	<b>300,000円</b>		
		71歳以上	<b>150,000円</b>		
傷病見舞金	会員が傷病により右の期間を休業したとき	休業14日以上	<b>10,000円</b>	1、診断書、入院手術証明書など【病名がわかる書類】(写) 2、出勤簿、タイムカードなど【休業期間がわかる書類】(写) 3、本人保障・本人財産保障保険金請求書(全労済協会提出書類) ※以上、計3通が必要です。	
		休業30日以上	<b>15,000円</b>		
		休業60日以上	<b>20,000円</b>		
		休業90日以上	<b>25,000円</b>		
		休業120日以上	<b>30,000円</b>		

※ 給付金は、小樽市勤労者共済会給付金給付決定書(5号様式)にて、請求してください。

※ ①～③の給付金請求の際は証明書類が必要となり、それを基に全労済協会が審査し、判断いたしますので、事由発生後は速やかに事務局に御連絡ください。(☎ 0134-32-4111 内線262)

※ 給付金は、**事由発生日の翌日から、3年間の請求期間**がございます。

※ 同一世帯に会員が2名以上いる場合は、それぞれの会員が請求いただけます。

※ 親の死亡弔慰金については、同居・別居に関わらず、**義父母・継父母**も請求いただけます。

※ 事務局が会員異動届を受理した日以前に生じた事由については、対象とはなりません。

※ 給付金のお支払いは、**毎月10日締め・15日払**です。受付状況や金融機関の営業日により、支払日が前後することがございますので、御了承ください。